

青森県報

第二千二百五十五号

平成十五年
十一月二十一日
(金曜日)

目次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更…………… (税 務 課) …… 一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し…………… (市 同 課) …… 一
- 字の区域及び名称の変更…………… (振 興 課) …… 一
- 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者
居宅生活支援事業を行う事業所の所在地変更の届出…………… (障 害 福 祉 課) …… 五
- 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者
居宅支援事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出…………… (同) …… 五
- 児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援
事業を行う事業所の所在地変更の届出…………… (同) …… 五
- 公 告
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (経 営 振 興 課) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 六
- 右 同…………… (同) …… 七
- 公安委員会
- 型式の検定適合遊技機…………… (生 活 安 全 課) …… 七

告 示

示

青森県告示第七百三十二号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項前段の規定により告示する。

平成十五年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	平野商事株式会社	平野郁太郎	十和田市東三番町三の四一	平成 一五・一五・二
変更後	平野商事株式会社	平野郁太郎 平野治彦	十和田市東三番町三の四一	平成 一五・一五・二

青森県告示第七百三十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十五年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
平野商事株式会社	平野郁太郎	十和田市東三番町三の四一	平成 一五・一五・三
平野治彦	平野治彦	十和田市東三番町三の四一	平成 一五・一五・三

青森県告示第七百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、弘前市長から弘前市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったの

で、同条第二項の規定により告示する。
右の字の区域及びその名称の変更は、平成十五年十一月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成十五年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

弘前市

大字船水字勝浦一〇六の一から一〇六の三まで、一一四の一、一一四の三、一一四の四、一一五の一、一一六の一、一一六の三、一一七の一、一一八の一から一一八の九まで、一一八の二、一一八の三、一一九、一二〇、一二二の一、一二三の一、一二三の二、一二四の一、一二四の三から一二四の五まで、一二五の一、一二五の三から一二五の五まで、一二六、二七五、二七六、二九二から二九四まで、大字町田字山吹一五七の一から一五七の六まで、一五八の一から一五八の八まで、一五八の九から一五八の二八まで、一五八の三一、一五八の三二、一五八の三四から一五八の三八まで、一五八の四〇から一五八の五〇まで、一五九の一、一五九の二、一五九の四から一五九の八まで、一五九の一〇から一五九の一五まで、一五九の二七から一五九の三二まで、一六二の二、一六二の三、一六二の七から一六二の一まで、一六三の一から一六三の三まで、二二〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに大字町田一丁目とする。

大字町田字山吹四二の五、四二の六、四三、四六、七七の五、七七の一から七七の一三まで、八一の一、八一の四、八一の五、八一の七、八一の八、八一の一〇から八一の一八まで、八一の二〇、八一の二二、八一の二四から八一の二九まで、八三、八四の一から八四の四まで、八五の一、八五の二、八五の五、八五の六、八六の一から八六の六まで、八七の一から八七の三まで、八八の一から八八の六まで、八九の一、八九の三、九〇の一から九〇の三まで、九一の三、九二の二、九二の三、九三の一から九三の五まで、九四、九五の一から九五の四まで、九六から九八まで、一〇四の一から一〇四の三まで、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇五の六から一〇五の二二まで、一〇六の一から一〇六の五まで、一〇七の三、一〇八の一、一〇八の二、一〇九の一、一〇九の二、一〇九の三、一一〇の三、一一〇の六、一一一の一から一一一の三まで、一一二の四、一一二の五、一一二の七、一一二の八、一一二の一一、一一二の一二、一一三の二、一一三の三、一一四の一、一一六、一一七、一一八の一から一一八の二〇ま

で、一一九の一、一一九の四から一一九の二まで、一二〇の二、一二〇の四から一二〇の六まで、一二一の二、一二二の一、一二二の三、一二二の四、一二三の一から一二三の三まで、一二四の一、一二四の二、一二五の一、一二五の二、一二六の一から一二六の三まで、一二七、一二八の一、一二八の二、一二八の四、一二八の五、一二九の一、一二九の二、一三〇の一、一三〇の二、一三〇の三、一三〇の四、一三〇の五、一三四の一から一三四の三まで、一三五、一三六の二、一三六の三、一三七、一三八、一三九の一から一三九の三まで、一四〇の一、一四〇の二、一四一、一四二、一四三の二、一四四、一四五、一四七の一、一四七の二、一四八、一四九の二、一四九の三、一五〇の一、一五〇の二、一五一の一から一五一の六まで、一五二の一から一五二の三まで、一五四の一から一五四の一まで、一五五の一、一五五の二、一五五の四から一五五の六まで、一五六、一六七、一六八の一から一六八の三まで、大字町田字館田二の一、二の二、二の五から二の七まで、二の九、二の二から二の一七まで、三〇の一、三〇の七、大字町田字三千菊三の一、三二の二、三三の四、三三の五、三三の九、三三の一〇、一〇八、一〇九の一、一〇九の二、一七四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに大字町田二丁目とする。

大字船水字勝浦五六、一二七の一、一二八の一、一二八の三から一二八の七まで、一二九から一三二まで、一三三の一、一三三の二、一三四、一三五の二、一三六の一、一三七の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の一、一四二、一四三、一二六から一二八まで、大字町田字山吹九九の一から九九の三まで、一〇〇の二、一〇〇の三、一〇一の一、一〇一の二、一〇二の一から一〇二の二六まで、一〇二の一八から一〇二の二七まで、一〇三の一から一〇三の六まで、一六四の一、一六四の二、一六五の一、一六五の二、一六六の一、一六六の二、一六九の一から一六九の七まで、一六九の一から一六九の二五まで、一七〇の一、一七〇の二、一七一の一から一七一の三まで、一七二から一七四まで、一七五の一、一七五の二、一七六から一八〇まで、一八一の一、一八一の二、一八二の一から一八二の五まで、一八三の一から一八三の三まで、一八四から一八八まで、一八九の三、一九〇の一から一九〇の八まで、一九一の一、一九一の二、一九一の四、一九一の六から一九一の二一まで、一九二、一九三の一から一九三の七まで、一九三の九から一九三の二二まで、一九四の一から一九四の三まで、一九五の一から一九五の五まで、一九六の一、一九六の二、一九七の一から一九七の四まで、一九八の一から一九八の三まで、一九九の一、大字町田字館田二の三、一二の五から一二の二〇まで、一二の二六から一二の二九まで、三二から四一まで、四二の二から四二の三まで、四三の二、四三の三、四四から四六まで、

四七の一から四七の五まで、四八の一から四八の四まで、四九の一、四九の二、五〇、五一、五二の一、五二の二、五三の一、五三の二、五四の一、五四の二、五五、五六、五七の一、五七の二、五八の一、五八の二、五九、六〇の一、六〇の二、六一の一、六一の二、六二の一、六二の二、六三、六四の一から六四の四まで、六五の一から六五の四まで、六六、六七、六八の一、六八の二、六九から七二まで、七三の一、七三の二、七四から八四まで、八五の一、八五の二、八六の一、八六の二、八七の一から八七の三まで、八八の一、八八の二、八九の一から八九の三まで、一一七、一一三〇、一一三三から一四六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部を新たに大字町田三丁目とする。

大字池中字岩井一〇九の四、一一〇の六、一一〇の九、二七二の二、二七三の二、二八一の二、二八二、二八三の一から二八三の四まで、二八四の一、二八五の一、二八五の二、二八六、二八七の一、二八七の二、二八八の一から二八八の五まで、二八九の二から二八九の四まで、大字船水字横船三〇三の三、三一一、三一一三、三三三九の三、三三三九の四、三四〇、三四一の一から三四一の三まで、三四二、三四三の一から三四三の五まで、三四四の一、三四四の四、三四五の一、三四五の二、三四六、三四七、三五〇から三五二まで、三五三の一、三五三の二、三五四の一、三五四の二、三五五の一、三五五の二、三五六の一、三五六の二、三五七の二、大字船水字松尾一八七の一から一八七の一まで、一八八、一八九の一、一八九の二、一九〇、一九一の一から一九一の一まで、一九二から一九四まで、一九五の一、一九五の二、一九六及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに大字船水一丁目とする。

大字船水字筒井二六六の二、二六六の八、二六七の二、二六七の三、二六八の二、二七一の二、三〇二の一から三〇二の三まで、三〇三の一、三〇三の二、三〇四の一、三〇四の二、三〇五の一、三〇五の二、三〇六の一から三〇六の三まで、三〇七の一から三〇七の八まで、三〇八、三〇九、三一一〇の三、三一一〇の四、三二四の四から三二四の六まで、三二五の一から三二五の三まで、三二五の五から三二五の八まで、三二六から三二八まで、三三三の二、大字船水字松尾一〇一の二、一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一、一一〇の二、一一一、一一二の一、一一二の二、一一三の一、一一三の二、一一四の一、一一四の二、一一五の一、一一五の二、一一六、一八二から一八四まで、一八五の一から一八五の六まで、一八六、二二三の二から二二三の四まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに大字船水二丁目とする。

大字船水字勝浦一三三の三、一三三の四、二七の六から二七の八まで、二七の一〇から二七の一六まで、三七の二から三七の五まで、七九の一、七九の二、八〇の一から八〇の八まで、八二の一、八二の二、八三の一から八三の六まで、八四、八五の一、八五の二、八六の一から八六の五まで、八七の一から八七の四まで、八八の一、八八の二、八九から九一まで、九二の一から九二の五まで、一〇八、一〇九の一、一〇九の二、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一の一から一一一の三まで、一一二の一、一一二の二、一一三の一から一一三の四まで、一六八から一七二まで、一七三の一、一七三の二、一七六の一、一七六の二、一七七、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一七九の二、一八〇、一八一の一、一八一の二、一八二の一、一八二の二、一八三の一、一八三の二、一八四の一、一八四の二、一八五から一九八まで、一九九の一、一九九の二、二〇〇、二〇一、二四四から二五一まで、二五四の二、二五四の三、二七〇の一から二七〇の三まで、二七一、二七二の一、二七二の二、二七八、二八〇、二八三、二八九、二九一、三〇七から三一六まで、三三八から三三三まで、大字船水字筒井六七の一から六七の五まで、六七の七、六七の一七から六七の二八まで、六七の三一から六七の三五まで、七一、七二の一から七二の四まで、七三の一、七三の四から七三の七まで、七四の一から七四の三まで、七四の六から七四の九まで、七五、一〇四の六、一〇四の一〇、一四五、一五六の一から一五六の五まで、一五七の一から一五七の八まで、一五八の一から一五八の三まで、一五九の一から一五九の三まで、一六〇の一から一六〇の三まで、一六〇の六、一六一の一、一六一の四、一六一の五、一六二の一、一六二の二、一六三、一六四の一から一六四の三まで、一六五の一から一六五の四まで、一六六の一、一六六の二、一六七の一から一六七の二〇まで、一六八の一から一六八の三まで、一六九の一から一六九の四まで、一七〇の一から一七〇の五まで、一七一の一から一七一の八まで、一七二の一から一七二の六まで、一七三の二、一七三の三、一七四の二、一七四の三から一七四の五まで、一七五の一から一七五の八まで、一七六の一、一七六の二、一七七の一から一七七の三まで、一七八の一、一七八の二、一七九の一、一七九の二、一八〇の一から一八〇の七まで、一八一の一から一八一の六まで、一八二の一から一八二の八まで、一八二の二〇、一八三の一から一八三の五まで、一八四の一、一八四の二、一八五、一八六の一から一八六の五まで、一八七の一から一八七の四まで、一八七の六から一八七の二〇まで、一八八の二から一八八の五まで、一八八の七から一八八の一七まで、一八九の一、一八九の二、一九〇の一、一九〇の三、一九一の一から一九一の四まで、一九二の一、一九二の二、一九三、一九四、一九五の一、一九五

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十五年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
有限会社 ケアサー ビスたん ぼぼ	有限会社 ケアサー ビスたん ぼぼ	指定居宅支援事業者	児童居宅 支援の種 類
北津軽郡金 木町大字 木野二六 七〇の二六	北津軽郡金 木町大字 木野二六 七〇の二六	主たる事務 所の所在地	児童居宅生活支援事業 を行う事業所
居宅介護 等事業	有限会社 ケアサー ビスたん ぼぼ	名 称	年 変 月 日 更
	有限会社 ケアサー ビスたん ぼぼ	所 在 地	平成 一五年 十一月
	北津軽郡金 木町大字 木野二六 七〇の二六		

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
城東ショッピングセンター

- 一 弘前市大字城東中央一丁目二の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦
- 2 河合とみ

- 三 弘前市大字城東三丁目二の二
- 三 意見の概要
- 県の意見なし

- 四 意見書の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

- 2 期間
平成十五年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂十和田元町店
十和田市元町西五丁目九七の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役社長 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び十和田市役所

2 期間

平成十五年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン柏シヨッピングセンター

西津軽郡柏村大字稲盛字幾世四一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンモール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役社長 川戸義晴

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び柏村役場

2 期間

平成十五年十一月二十一日から同年十二月二十一日まで
3 時間
午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、柏村役場にあつては、その執務時間内とする。

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十一日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR男浜幸日本一A	株式会社高尾
"	CRサンダーバード2W	株式会社藤商事
"	CRチャールズ・チャップリンFC	奥村遊機株式会社
"	CRチャールズ・チャップリンHC	"
"	CRモグッテお宝T	"
"	CR大江戸夢歌舞伎L	株式会社メーシー販売

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
C R イルナボンバ I M V	C R E コレクション H R	C R 力也 F X	C R 新海物語 M 5 8	C R 海です M X 2	C R ・木枯し紋次郎 Y J	C R ・木枯し紋次郎 X J
株式会社サンセイアールアンドデイ	〃	マルホン工業株式会社	株式会社三洋物産	株式会社ソフィア	〃	株式会社平和

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川二丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭